

高齢者予防接種事業について

健康福祉課
令和 8 年 8 月 7 日

1 令和 8 年度のインフルエンザに係る定期の予防接種について

(1) 高齢者等のインフルエンザワクチンの定期接種

※令和 8 年 5 月 14 日開催：厚生文教常任委員会資料から抜粋

予防接種法の位置づけ	B 類疾病の定期接種
対象者	・ 65 歳以上の者及び 60～64 歳の厚生労働省令で定める者 ・ <u>高用量インフルエンザワクチンについては、「75 歳以上の者」</u>
使用ワクチン	・ 標準量インフルエンザワクチン ・ 高用量インフルエンザワクチン <u>※75 歳以上の者は、標準量ワクチンと高用量ワクチンのいずれかを選択して接種</u>
接種開始時期	令和 8 年 10 月 1 日
接種勧奨の有無	なし
対象者の努力義務の有無	なし
自己負担	あり（生活保護受給者は無料）

(2) 令和 8 年 7 月 21 日：厚生労働省通知（方針の変更）

製造元における供給困難を理由に、令和 8 年度から 75 歳以上を対象に予定されていた「高用量インフルエンザワクチン」の導入が見送られる。

(3) 町の対応

- ・ 住民への周知：高用量ワクチンの導入については住民への周知前であったため、本件による混乱等の影響はなし。今年度の接種に関する周知は、例年通り標準量ワクチンのみとして実施する。
- ・ 医療機関への対応：町内医療機関には、国の方針と今年度の取扱いについてすでに報告・周知済み。